

岡山市委託業務成績評定活用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岡山市委託業務検査規程（平成15年市訓令甲第71号。以下「検査規程」という。）に基づき検査を行った委託業務（委託業務のうち地質調査、測量作業及び設計業務をいう。以下同じ。）の請負契約の相手方（以下「受託者」という。）に対し、検査規程第13条に定める委託業務成績評定表の評定結果（以下「委託業務成績評点」という。）に基づく指名留保又は表彰を行う場合の基準を定めるものとする。

2 この基準において対象となる委託業務は、1件の設計金額が岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第22条第6号に定める額を超えるものをいう。

(委託業務成績評価等)

第2条 この基準において、委託業務成績評点に基づく委託業務成績評価（以下「評価」という。）及び評価に伴う加減点は、次表のとおりとする。ただし、岡山市指名停止基準に基づく指名停止、指名留保（持ち点が-1又は-2の場合であって、指名停止又は第6条の規定以外により指名留保する場合を除く。）又は第7条第2項の規定による表彰を受けた場合は、その持ち点は消滅するものとする。

| 委託業務成績評点 | 評価 | 持ち点への加減 |
|-------------|----|--|
| 90点以上 | A | 1回につき1点加点 |
| 80点以上 90点未満 | B | 持ち点-1又は-2の場合は1回につき1点加点 持ち点0, 1又は2の場合は加減なし |
| 60点以上 80点未満 | C | 加減なし |
| 50点以上 60点未満 | D | 1回につき1点減点 |
| 45点以上 50点未満 | E | |
| 45点未満 | F | |

(受託者への通知等)

第3条 委託業務に係る事務を所管する局の局長（以下「担当局長」という。）は、検査規程第13条の規定により、検査員から検査報告を受けたときは、受託者に対し、文書により当該委託業務の評価を通知するものとする。

(契約課への通知)

第4条 担当局長は、前条の検査報告の評価がC以外に該当した場合は、契約課長へ検査規程に定める様式により通知するものとする。

(委員会への報告等)

第5条 契約課長は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、岡山市競争入札参加資格及び指名審査委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) E又はFの評価を受けたとき。
- (2) 持ち点が－3点になったとき。
- (3) 持ち点が3点になったとき。

2 前項各号に規定する点数の累積は、通年で算定する。

3 委託業務の目的物（以下「目的物」という。）の引渡し後、目的物に契約不適合があることが判明した場合は、再度検査を行い、改めて評価を決定するものとする。

(指名留保の基準)

第6条 岡山市指名停止基準第9条第1項第9号の規定により、受託者の指名を留保することができる場合及びその期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指名留保の適用範囲については、工事、役務、物品、原材料及び食料品を除くものとする。

- (1) Eの評価を受けたとき。 3月間
- (2) Fの評価を受けたとき。 6月間
- (3) 持ち点が－3点になったとき。 3月間
- (4) 指名停止事由に該当する事故等を生じさせ、更にその業務がE又はFの評価となった場合は、指名停止基準に定める指名停止期間に各々3月間又は6月間を加算する。

(表彰)

第7条 契約課長から、第5条第1項第3号に該当するものとして委員会が報告を受けた場合においては、岡山市優良工事施工業者表彰基準の規定を準用する。この場合において、同基準中「工事施工業者」とあるのは、「委託業務受託者」と読み替えるものとする。

2 市長は、委員会から前項の規定による表彰推薦を受けたときは、当該優良委託業務

受託者を表彰するものとする。

(評定結果等の管理)

第8条 委託業務成績評点及び評価等は、契約課が一括して管理するものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成16年7月1日から施行し、同日以降に契約を締結する委託業務について適用する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する委託業務について適用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。